

与那原町
公共施設等総合管理計画
【概要版】

平成29年3月

与那原町

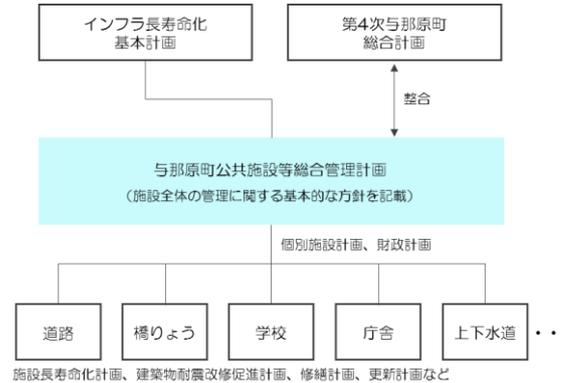
第1章 計画の目的等

1. 計画の目的

本計画は少子高齢化社会の到来、行政における財政状況の逼迫、公共施設等の老朽化等の社会経済情勢を踏まえ、本町の公共施設等の状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明らかにするとともに、公共施設マネジメントの基本方針等を公共施設等総合管理計画としてまとめたものです。

2. 計画の位置付け

本計画は平成25年11月29日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成26年4月22日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」の計画策定要請を受け、本町の公共施設等における今後のあり方について基本的な方針を示すものです。



3. 計画の対象期間及び範囲

本計画の対象期間は、平成29年度から平成38年度の10年計画とします。また、概ね3~5年ごとに見直しすることを基本にするるとともに、歳入の減少、国の制度変更等諸状況に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。

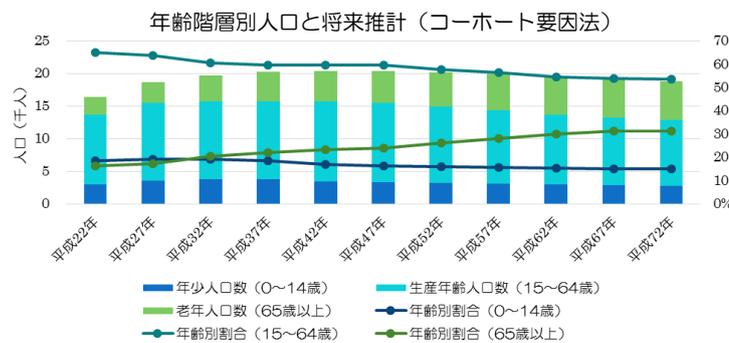
本計画では町が保有する「公共施設（建築物）」と「インフラ資産」を合わせた公共施設等を対象とし、出典明示のないデータは平成26年度の固定資産台帳等を基に算出しています。なお、「インフラ資産」の内、道路、橋りょう、上水道、下水道を対象とします。

第2章 与那原町の概況

1. 人口の状況

本町の総人口は、平成42年（2030年）まではなだらかに増加すると推計されています。また、年齢3区分別に推計結果をまとめると以下のようになります。

- 年少人口（0~14歳）は、平成22年（2010年）から平成72年（2060年）には92.0%まで減少するとされています。主な課題として、空き教室の増加が考えられます。
- 生産年齢人口（15~64歳）は、平成32年（2020年）から平成47年（2035年）までしばらくは一定程度になり、平成47年（2035年）以降は緩やかに減少するとされています。主な課題として、地方税収入の減少が考えられます。
- 老年人口（65歳以上）は、一貫して増加傾向にあり、平成22年（2010年）に比べ平成72年（2060年）は約2.19倍に増加することが見込まれています。主な課題として、医療費等社会保障費の増大が考えられます。



2. 財政の状況

- 歳入は、平成 24 年度に一括交付金制度が開始し、ソフト交付金の新設及び一部の国庫支出金が県支出金に振り替えられたことにより国庫支出金が大幅に減少し、県支出金が大幅に増加しています。
- 歳出は、義務的経費の扶助費、その他の経費の特別会計への基準外繰出金が年々増加傾向にあり、一般会計の財政運営に大きな影響を与えています。

歳入「主な一般財源内訳の推移」(単位：百万円)



歳出「経費別内訳」(単位：百万円)



第3章 公共施設等の全体像

1. 公共施設の保有状況

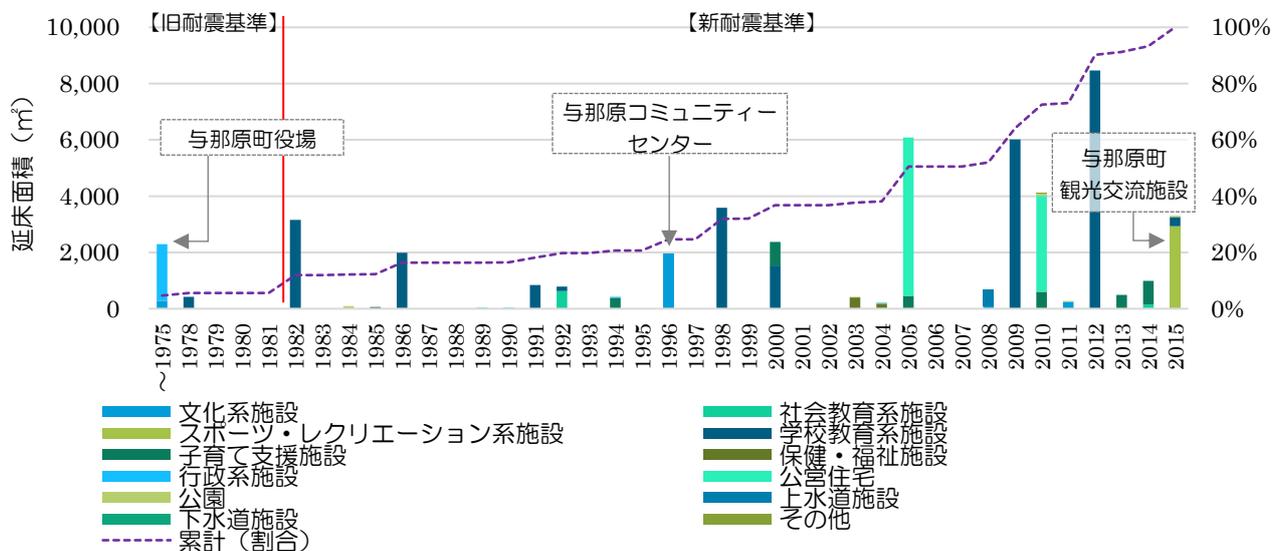
(1) 施設分類別

文化系施設 4 施設 (2,578 ㎡)	社会教育系施設 3 施設 (789 ㎡)	スポーツ・レクリエーション系施設 1 施設 (2,905 ㎡)	学校教育系施設 4 施設 (26,590 ㎡)	子育て支援施設 6 施設 (3,602 ㎡)	保健・福祉施設 2 施設 (585 ㎡)
行政系施設 2 施設 (2,177 ㎡)	公営住宅 2 施設 (9,040 ㎡)	公園 11 施設 (318 ㎡)	上水道施設 3 施設 (567 ㎡)	下水道施設 2 施設 (- ㎡)	その他 1 施設 (10 ㎡)

(2) 建築年度別

- 新耐震基準(現在求められる耐震性能をほぼ満たしている基準)の建物が総延床面積の約 94%を占めています。

建築年別の延床面積推移 (単位：㎡)



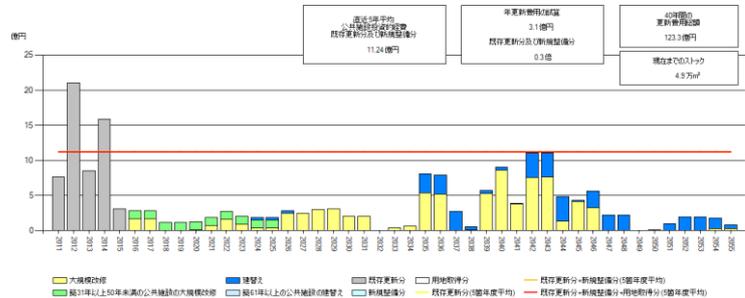
2. インフラ資産の保有状況

道路（延長合計：46,566m、路線数合計：258本）	橋りょう（本数：9橋）
上水道（延長合計：73,242.5m）	下水道（延長合計：45,218m）

3. 公共施設等の将来の見通し

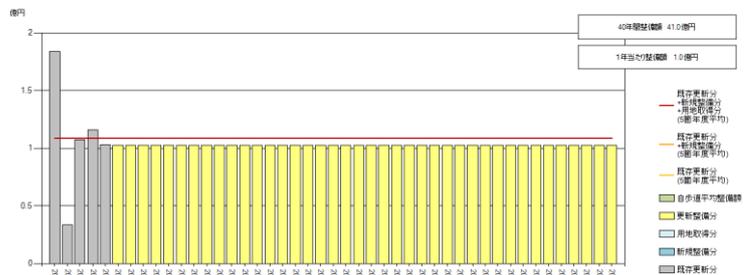
(1) 公共施設

40年間の更新費用推計額（単位：千円）
約 12,330,000
1年当たりの更新費用推計額（単位：千円）
約 310,000



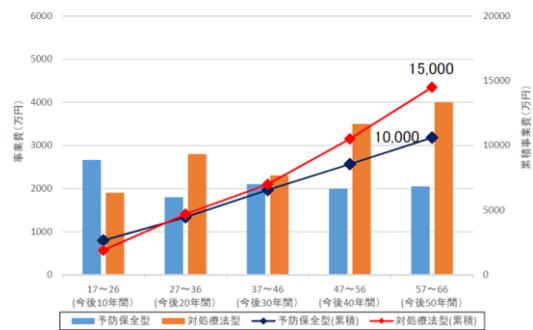
(2) 道路

40年間の更新費用推計額（単位：千円）
約 4,100,000
1年当たりの更新費用推計額（単位：千円）
約 100,000



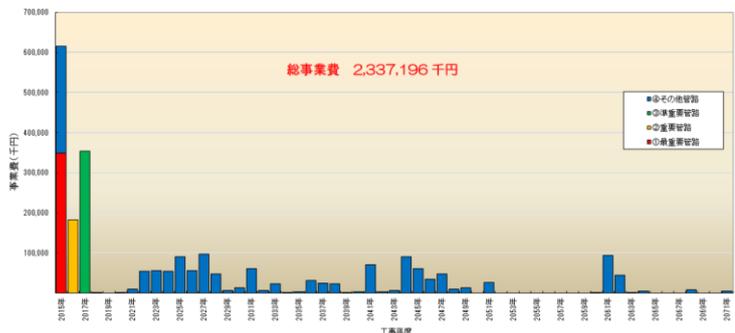
(3) 橋りょう

50年間の更新費用推計額（単位：千円）
約 150,000（対症療法型）
約 100,000（予防保全型）
1年当たりの更新費用推計額（単位：千円）
約 3,000（対症療法型）
約 2,000（予防保全型）



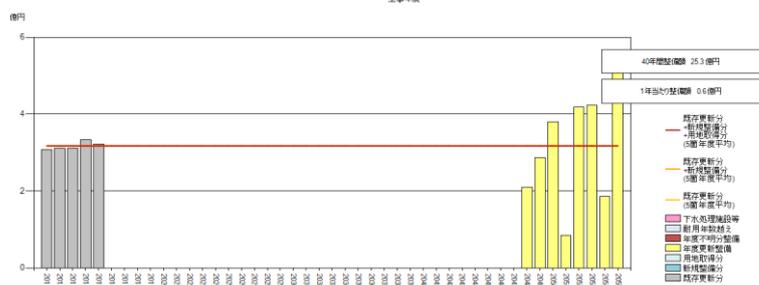
(4) 上水道

56年間の更新費用推計額（単位：千円）
約 2,330,000
1年当たりの更新費用推計額（単位：千円）
約 40,000



(5) 下水道

40年間の更新費用推計額（単位：千円）
約 2,530,000
1年当たりの更新費用推計額（単位：千円）
約 60,000



第4章 マネジメントの基本方針

本計画では、マネジメントを段階的に推進・実施していくための準備や実施体制を指す「入口戦略」と、一定の成果に結び付ける具体的な各種方策や行動を指す「出口戦略」を明確にすることとします。なお、本計画は5年ごとに計画の改定を行うことで、計画の進捗状況や社会環境の変化等に対応した見直しを図り、計画の着実な達成を目指します。

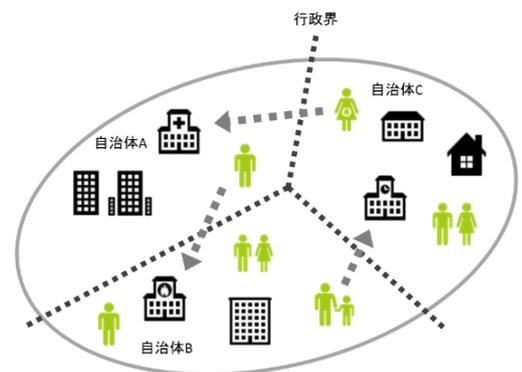
1. 入口戦略の内容

(1) 全庁的な体制と情報共有

- 複数の所管課に係る公共施設の施策を効率良く計画・運用するため、施策の進行管理や方針の改定、目標の見直し等を部局横断的に行う組織の構築を検討します。特に財政部局との連携を強化し、財源の確保と効果的な活用に向けた体制のあり方を検討していきます。
- 各所管課が所管する公共施設等の情報は、システム等による横断的かつ一元的な管理を行い、実践的な管理・運用を目指します。
- 職員研修等を行い、公共施設を取り巻く現状と課題について認識を深めるとともに、職員の意識向上を図ります。

(2) 広域連携の検討

- 行政サービス水準の維持・向上や効率化を図るため、町民及び国・県・近隣市町村や大学等の多様な主体と連携し、施設の相互利用や共同運用の検討を進めていきます。



(3) PPP・PFI 活用の検討

- 指定管理者制度、PPP 及び PFI を積極的に活用する等、民間事業者等が有する創意工夫やノウハウ、民間資金の活力を活かした公共施設の整備や、より効率的・効果的な施設の維持管理を推進していきます。
- 効果的な行政サービス提供のあり方や事業手法等、民間からの提案を活かす仕組みを検討します。

※ PPPとは：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する手法のことで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれています。

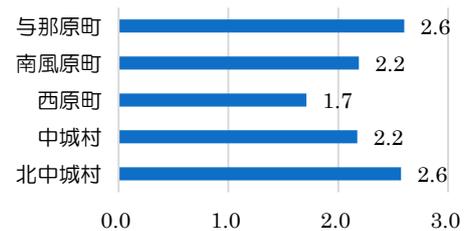
※ PFIとは：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

2. 出口戦略の内容

(1) 供給の目標と計画期間

- 現在の公共施設等を全て維持した場合、今後40年間の更新費用推計額は164.6億円（公共施設：123.3億円、道路：41億円、橋りょう：0.3億円）、1年あたり約4.1億円となります。直近5年の投資的経費の平均は約14億円ですが、東小学校の建替えや観光交流施設の新設等により増額しているもので、今後の財政見通し（与那原町財政計画）では、平成29年度から平成31年度の平均の投資的経費を約5.2億円と見込んでいますが、同3年間の収支額は、毎年3億円程度の赤字になると試算されており、公共施設も適切なコストコントロールが必要となります。
- 将来人口が2030年までは増加が見込まれていることから、将来の社会情勢に応じて行政サービスや公共施設の「供給（施設総量）」を調整する必要があります。
- 本町の公共施設の人口1人当たりの延床面積を県内同規模自治体（総務省公表データより）と比較するとやや大きいことが分かります。

公共施設の人口1人当たり延床面積



財政状況、人口1人当たりの延床面積等を踏まえ、計画期間と目標を定めます。

目標

2036年まで（今後20年間）は、公共施設の人口1人当たりの延床面積を増やさないことを目標とします。

(2) 「財務」負担の適正化

- 公共施設投資による財政負担への影響を抑えるため、民間の施設運用手法を参考に、有効活用が見込めない施設は統廃合や複合化、民間企業への売却等融通性の高いマネジメントを行っていくことで、今後も保有していくべき公共施設への整備、改修費用を捻出していきます。
- 将来の公共施設や道路・橋りょうのインフラ施設の改修、更新に要する費用を確保する一つの方策として、あるいは自然災害の発生に備え、民間マンションでは一般的な「修繕積立金」に相当する基金の創設等、財源確保の仕組みを検討します。
- 国県等の動向を注視するとともに、各種事業の実施に当たっては、国県等の補助金の確保に努めます。

(3) 長寿命化と安全確保・耐震化

- 公共施設を一定の性能水準を保ちながら長く使っていくため、「古くなったら建替え」「故障したら直す」から、適切な改修を行う「計画的な保全」へ転換します。
- 旧耐震基準の建物における耐震診断の結果や劣化度診断の結果等を踏まえ、長寿命化により供用期間の延長が見込める建物については、長寿命化を検討します。

(4) 定期点検・診断の実施

- 施設管理者等が自ら行う「日常点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検（12条点検等）」、12条点検を補完する「周期点検」を併せ、劣化状況を継続的に把握する体制を整えます。そのために、各施設の担当職員や管理者でも実現可能な点検・診断手法の検討を行います。